

意見申立について（案）

- 評価報告書を確定する前に、評価報告書（案）を国立大学法人等に通知し、その内容に対する意見申立の機会を設けることとしている。
- 法人から提出される意見申立の対象及び対応方法について、どのように取り扱うか。

【第 1 期の状況】

<意見申立の対象とするもの>

1. 評価報告書（案）の記載内容に事実誤認があるもの
 - 法人から提出された意見申立の根拠等を確認のうえ、対応案を作成する
 - 意見申立審査会にて審議を行う（※意見申立の内容は公表する）
2. 評価報告書（案）の記載内容に誤字脱字等の字句修正があるもの
 - 法人から提出された意見申立の内容をそのまま評価結果へ反映する
 - 意見申立審査会には付議しない（※意見申立の内容は公表しない）

- ※ 「1.」及び「2.」は別様式で法人から提出される。
- ※ 実績報告書に記載された内容以外の新たな資料の提出は認めない。
- ※ 段階判定そのものに対する疑義や、評価方法に対する意見は対象としない。

<意見申立審査会での対応方法>

事実誤認として法人から提出された意見申立の根拠等を確認し、以下のとおり対応

(I) 「意見のとおりとする」（又は「意見を踏まえ、一部を修正する」）

- 事実誤認があると認められるもの
- 事実誤認ではなく、字句修正と判断されるもの

(II) 「原案のとおりとする」

- 事実誤認があると認められないもの
- 実績報告書以外の新たな資料を根拠としているもの

- ※ 事実誤認として法人から提出された意見申立のうち、段階判定そのものに対する疑義や、評価方法に対する意見のものは、「申立対象としない」として対応した。

- 第1期は、前述の制限を設けたことで、法人より「機構が意見申立を受け付けない」という意見が文部科学省に複数あった。

なお、文部科学省国立大学法人評価委員会は、意見申立の対象となるものについては言及しておらず、法人が意見申立を提出する時点では特に内容を制限していない。(参考2)



- 第2期の意見申立の対象及び対応方法については、次の取り扱いとしてはどうか。

- ① 事実誤認等、特段の意見があれば意見申立として受け付け、意見申立審査会において審議する。
- ② 第1期同様、追加資料の提出は認めない。

評学機構評2第18号
平成21年1月13日

各国立大学法人学長
様
各大学共同利用機関法人機構長

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長
木村 孟

教育研究評価に関する評価報告書（案）の送付について

平素より本機構における評価事業に対し、御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、貴法人に係る教育研究評価に関する評価報告書（案）を別添のとおり取りまとめましたので、送付いたします。（今回、送付いたしました評価報告書（案）は、文部科学省の国立大学法人評価委員会へ報告する前の非公表資料となりますので、取り扱いには十分ご留意願います。）

つきましては、同報告書（案）に関して、事実誤認等がありましたら、別添「教育研究評価に関する評価報告書（案）の意見申立について」に基づき、**平成21年1月30日（金）17:00【必着】**までに、電子メールにて提出くださるようお願いいたします。

なお、いただいた意見の内容につきましては、評価報告書と併せて公表いたしますので、あらかじめ御承知おき願います。

また、公表に当たっては、貴法人から提出いただいた実績報告書（「達成状況報告書」「現況調査表」）も併せて公表することになりますが、当該実績報告書に係る誤字脱字等の訂正に関しては、後日、照会を行う予定としております。

本件問い合わせ先
大学評価・学位授与機構評価事業部
評価第2課 法人評価〇係 〇〇 ←係長名
TEL：042-307- ←係長番号
FAX：042-307-1622
e-mail：tassei〇-〇@niad.ac.jp
※問い合わせは、メールでお願いいたします。

教育研究評価に関する評価報告書（案）の意見申立について

1. 評価報告書（案）の概要

- (1) 今回送付した教育研究評価に関する評価報告書（案）（以下、「評価報告書（案）」という。）は、「中期目標の達成状況に関する評価結果（案）」、「学部・研究科等の教育に関する現況分析結果（案）」及び「学部・研究科等の研究に関する現況分析結果（案）」で構成されております。
- (2) 「中期目標の達成状況に関する評価結果（案）」については、「教育に関する目標」等の大項目ごとに、「段階判定」「判断理由」「関連中項目の達成状況」及び「優れた点、改善を要する点、特色ある点」が記載されています。
- なお、「教育に関する目標」「研究に関する目標」（大学共同利用機関法人の場合は、さらに、「共同利用等に関する目標」を加える。）以外の大項目を複数掲げている場合は、大項目の整理上、「社会との連携、国際交流等に関する目標」として1つの目標としてまとめられておりますことを、あらかじめご了承ください。
- (3) 「優れた点、改善を要する点、特色ある点」は、以下の考え方にに基づき、抽出されています。

《「優れた点」「改善を要する点」「特色ある点」の考え方》

「優れた点」	中期計画「良好」の判定の判断根拠のうち、特に優れたもの
「改善を要する点」	中期計画「不十分」の判定の判断根拠のうち、特に、指摘する必要があるもの
「特色ある点」	中期計画「おおむね良好（又は「良好」）」の判定の判断根拠のうち、当該法人の様々な条件を考慮し、特色あるもの

- (4) 「学部・研究科等の教育に関する現況分析結果（案）」及び「学部・研究科等の研究に関する現況分析結果（案）」については、水準の分析項目の「段階判定」「判断理由」及び質の向上度の「段階判定」「判断理由」が記載されています。
- (5) 各法人が作成した「達成状況報告書」等の中に、平成20年度以降の取組について記載されている場合がありますが、平成20年度以降の取組については、平成22年度に実施する評価の確定作業の対象となり、今回の評価の対象となりません。

2. 意見申立の対象

(1) 意見申立は、評価報告書(案)の記載に関し、①記載内容に事実誤認があった場合、②誤字脱字等の字句修正があった場合を対象として、意見の申立を行うことができます。なお、段階そのものに対する疑義や評価方法に対する意見は対象になりません。

(2) 事実誤認等の指摘を行う場合には、実績報告書(「達成状況報告書」「現況調査表」)(別添資料・データ含む)に記載された内容を根拠として行ってください。実績報告書等に記載された内容以外の新たな資料を根拠として指摘することはできません。

3. 意見申立の方法

【(1) 記載内容に事実誤認があった場合】

- ① 別紙様式1(全体の概要)及び別紙様式2(事実誤認の指摘)を用いて行います。なお、意見が無い場合も、別紙様式1の該当箇所にその旨を記載してください。
- ② 別紙様式2(事実誤認の指摘)は、記入例を参考に、記載してください。なお、1頁1意見としてください。

※1 別紙様式2には、「中期目標の達成状況に関する評価結果」、「学部・研究科等の教育に関する現況分析結果」及び「学部・研究科等の研究に関する現況分析結果」の3種類があります。

※2 別紙様式2の「申立てへの対応」欄は、大学評価・学位授与機構において記載しますので、記載しないでください。

※3 別紙様式2は、評価報告書と併せて公表することとなりますので、ご注意ください。

【(2) 誤字脱字等の字句修正があった場合】

- ① 別紙様式1(全体の概要)及び別紙様式3(字句修正)を用いて行います。なお、誤字脱字等の字句修正が無い場合も、別紙様式1の該当箇所にその旨を記載してください。
- ② 別紙様式3(字句修正)は、記入例を参考に、記載してください。

※1 別紙様式3には、「中期目標の達成状況に関する評価結果」、「学部・研究科等の教育に関する現況分析結果」及び「学部・研究科等の教育に関する現況分析結果」の3種類があります。

※2 別紙様式3については公表しません。

4. 意見申立の提出方法

意見申立の提出は、電子メールで行うこととし、送信する際の件名は、『(意見申立)【法人名】教育研究評価に関する評価報告書(案)について』としてください。なお、別紙様式については、以下のファイル名で添付してください。

【別紙様式1(全体の概要)のファイル名】

→ 意見及び対応【法人番号・法人名】

【別紙様式2(事実誤認の指摘)のファイル名】

別紙様式2は、評価の種類ごとに、ファイル名を分けて、提出してください。

①「中期目標の達成状況に関する評価結果」(別紙様式2-1)のファイル名

→ 意見及び対応【中期目標：法人番号・法人名】

②「学部・研究科等の教育に関する現況分析結果」(別紙様式2-2)のファイル名

→ 意見及び対応【学部・研究科等(教育)：法人番号・法人名・学部・研究科等番号・学部・研究科等名】

③「学部・研究科等の研究に関する現況分析結果」(別紙様式2-3)のファイル名

→ 意見及び対応【学部・研究科等(研究)：法人番号・法人名・学部・研究科等番号・学部・研究科等名】

【別紙様式3(字句訂正)のファイル名】

別紙様式3は、評価の種類ごとに、ファイル名を分けて、提出してください。

①「中期目標の達成状況に関する評価結果」(別紙様式3-1)のファイル名

→ 誤字脱字一覧【中期目標：法人番号・法人名】

②「学部・研究科等の教育に関する現況分析結果」(別紙様式3-2)のファイル名

→ 誤字脱字一覧【学部・研究科等(教育)：法人番号・法人名・学部・研究科等番号・学部・研究科等名】

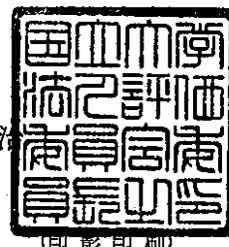
③「学部・研究科等の研究に関する現況分析結果」(別紙様式3-3)のファイル名

→ 誤字脱字一覧【学部・研究科等(研究)：法人番号・法人名・学部・研究科等番号・学部・研究科等名】

各国立大学長 殿

国立大学法人評価委員会委員長

野 依 良 准



(印影印刷)

中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について

国立大学法人評価委員会では、各国立大学法人の協力を得てヒアリングを行うなど、国立大学法人の中期目標期間に係る評価作業を行ってまいりましたが、この度、中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果（原案）がまとまりましたので、意見の照会をいたします。

ついては、別紙「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果（原案）」の内容に関して、事実誤認等、特段のご意見がありましたら、「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果（原案）の意見申立方法について」をご参照の上、平成21年3月13日（金）17:00【必着】までに、電子メールにて提出くださいますようお願いいたします。

なお、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が行いました教育研究の状況の評価結果については、国立大学法人評価委員会においては、機構の評価結果をそのまま受け入れていること及びすでに機構において、各法人に対して意見申立ての機会を付与していることから、今回の意見申立ての対象とはいたしません。参考までに、機構が行いました教育研究の状況の評価に係る法人からの意見申立て及び申立てへの対応の内容を添付いたします。

また、いただいたご意見の内容については、国立大学法人評価委員会総会において、公表することを念のため申し添えます。

本件問い合わせ先

文部科学省高等教育局高等教育企画課

国立大学法人評価委員会室（遠藤、宮川）

TEL:03-5253-4111(内線 2002)

FAX:03-6734-3385

e-mail:kohyouka@mext.go.jp

中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果(原案)の 意見申立方法について

中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果（原案）の意見申立てについては、以下のとおり回答願います。

なお、大学評価・学位授与機構（以下「機構」という）が行いました、教育研究の状況の評価結果については、すでに機構において、法人へ意見申立ての機会を付与していることから、今回の意見申立ての対象とはいたしません（字句修正は除きます）。

※ 意見申立ての対象とならない箇所は、2 項目別評価のⅠ. 教育研究等の質の向上の状況（Ⅰ）教育、（Ⅱ）研究及び（Ⅲ）その他の目標のうち（1）社会との連携、国際交流等に関する目標に係る記載並びに現況分析結果になります。

【意見がある場合】

- ① 記入例を参考に別紙様式『意見及び対応【様式】』により回答すること。なお、1頁1意見とすること。
(※当委員会にて対応を記入の上公開するので留意すること)
- ② ファイル名は『意見及び対応【大学番号・大学名】』とすること。
- ③ 回答は電子メールで行うこと。その際、電子メールの件名を『（意見申立）【大学名】中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について』とすること。

【正確性に欠け、修正することが望ましい場合（直接評価に関わらない字句修正）】

- ① 別紙様式『正確性に欠ける表現一覧【様式】』により、回答すること。なお本様式は、事務的な処理をなしうる事項のみを対象としていることに留意すること。
(※本様式については公開となりません)
- ② ファイル名は『正確性に欠ける表現一覧【大学番号・大学名】』とすること。
- ③ 回答は電子メールで行うこと。その際、電子メールの件名を『（字句修正）【大学名】中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について』とすること。（意見申立及び正確性に欠ける表現が共にある場合は、電子メールの件名を『（意見申立・字句修正）【大学名】中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について』とすること。）

【意見がない場合】

電子メールによりその旨連絡すること。その際、電子メールの件名を『（意見無し）【大学名】中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について』とすること。